

議会運営委員会要点記録

日 時 : 令和5年9月29日(金)
午前10時03分から午前11時36分
場 所 : 議場

出席委員(7人)	委員長	大くま 真一	副委員長	池田 けい子
	委員	池田 桂	委員	遠藤 ちひろ
	委員	渡辺 しんじ	委員	岸田 めぐみ
	委員	きりき 優		
	議長	三階 道雄	副議長	橋本 由美子
	オブザーバー	岩永 ひさか	オブザーバー	折戸 小夜子
	オブザーバー	藤原マサノリ	オブザーバー	しらた 満
	オブザーバー	しのづか 元		

	件 名	審査結果
1	5 陳情第7号 世界平和統一家庭連合(旧統一教会) 大型施設の進出に関して政府への意見 書提出を求める陳情	採択すべきもの

午前10時03分 開会

大くま委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、5陳情第7号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情を議題とする。

なお、本件について、陳情者から資料の提出があった。机上に配付してあるのでご確認を願う。

また、本件については、陳情者から発言の申出がある。

多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大くま委員長 ご異議なしと認める。

よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。

なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いする。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言を願う。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いする。

陳情者（佐久間氏） 統一教会はNO！多摩市民連絡会共同代表の佐久間む津美である。

本日は、私たち、統一教会はNO！多摩市民連絡会の陳情に対して、多摩市議会議会運営委員会において審査されることになった。そのために市民発言をお許しいただくこと、本当に感謝する。

さて、多摩市を揺るがす大事件となっている世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の大型施設の進出問題は、購入済みの建物解体が進行しており、来年2月初めには解体工事が終了する予定となっている。その後、新しい施設の建設計画が取り沙汰されるということが言われている。

何しろ、400人が宿泊可能な訓練施設という大規模なものだそうであるから、日本一の大型施設になるのではないかと推察される。

そこで行われる信者講習の内容については、これまで明らかにされている情報を勘案すると、大きな不安を持たざるを得ない。オカルトによるマインドコントロール、人権無視の合同結婚式や、家庭や家族の破壊にまで至る膨大な献金強制など、信者被害の実態が既に明らかにされているからである。

被害者救済の弁護士連絡会の調査によると、被害者の訴えによる裁判はごく一部しか解決されていないばかりか、訴えなければ、被害は黙殺されているということである。1987年5月以来、この35年間の相談件数は、およそ3万4,000件、被害総額は1,200億円を超えているということである。そして、これは氷山の一角だとも言われている。

私たちは、旧統一教会の多摩市進出に対しては絶対に許してはならないと考えて、市民の立場からも、何とか解決の道を探りたいと、この5か月余りの期間、市長への要請署名活動を中心に、市内外、他県を含めて多くの皆様のご理解とご賛同をお願いしてきた。これまでの活動の経過は、資料として配付しているのでご覧いただきたい。

この経過の中で、その後に集約した署名数は、現在、5万2,947筆になっているが、まだまだ集まり続けている。この数は今まで経験したことのない数と言えるのではないか。

ところで、この宗教法人に対して質問権を行使していた政府は、最近になって、ようやくこの宗教法人としての資格要件については、解散命令請求の可否を検討の上、東京地方裁判所に解散命令を請求する方向で調整中とのこととなっている。この状況を踏まえて、多摩市議会におかれても、私たちのまちづくりの大きな課題となっているこの問題解決のために、何はともあれ、政府の毅然とした対応を期待しなければ、解決の糸口が見えないのではないか。市長をはじめ、市議会、市民一体となつての課題解決がなされるように、多摩市議会には特に強くご期待申し上げる。

市民の代表としての強いお立場からのお力添えとして、陳情趣旨にあるように、速やかに旧統一教会の運営実態の把握と、その状況に応じた適切

な対応がなされるよう、国への意見書のご提出をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上である。どうぞよろしくお願いする。

大くま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件は、多摩市内に旧統一教会が大型施設の建設を予定していることに
関し、多くの市民が安心・安全と平穏な暮らしが脅かされる不安を抱き、
当該大型施設の進出に対して、反対の意思を表明していることを理由とし
て、速やかに旧統一教会の運営実態の把握と、その状況に応じた適切な対
応を行うことを求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるもので
ある。

この陳情の背景については、議会の中でも話題となり、委員各位もよく
ご存じのことと思うので、直ちに討論に入りたいが、これにご異議ないか。

池田（け）委員 少し確認をさせていただきたいので、よろしいか。討論というよりも、
質疑というか、よろしいか。

大くま委員長 はい。

池田（け）委員 昨日、代表者会議において、議長の発議というか、議長のほうから、議
会としてもという話があったと思う。それを聞いていて、こちらは、国に
対しての意見書を出してほしいということだった。昨日の代表者会議の内
容についてご説明をしっかりとさせていただきたいと思うが。

飯島議会事務局長 昨日、代表者会議の中で、議長のほうから議長発議ということで、議
員提出議案として、宗教法人世界平和統一家庭連合所有地に関する申入れ
ということで、市長の申入れと同様に、議会としても申入れをしようとい
うことが合意をされている。

これを本会議のほうに、ただ、本会議で議長は提案が規則上できないの
で、まとまった代表者会議の座長のほうからご提案をされる予定というこ
とになっていて、この段取りについては、この後の議会運営に関する協議
の中で調整をいただくということになっている。

申入れのことについては、今回のこの陳情の趣旨については、国のほう
に意見書を出すということであって、昨日の代表者会議の中では直接、統
一教会のほうに申入れをするというような違いがある。

池田（け）委員 分かった。では、昨日決まったことというのは、議会として直接、統一教会のほうに申入れをする。今回は、国のほうに意見書ということの整理でよろしいか。分かった。

遠藤委員 この5陳情第7号は、先ほど、委員長がこの後、討論とおっしゃっていたが、確認で、この後の流れをもう1回説明願う。

飯島議会事務局長 議事の流れということでお答えさせていただくが、この後、意見、討論をしていただいて、採決を行う。多摩市議会の申合せの中では、全会一致で採択がされた場合に、国のほうに意見書を出すというような流れになっている。

きりき委員 この陳情の内容は、今、ご意見もいただいて、文面審査なので、立法事実に関しては特に考慮するところではないと思うので、それはいいとして、今まで私はずっと言い続けていたが、結局、信教の自由であったり表現の自由だったりというのがある中で、やはり公共の福祉というのがあるって、ある程度制限されるということもしかるべきだという話だと思う。こういった話はすごく繊細な話なので、例えば、市の専門の部署の方に来ていただいて、この内容は大丈夫なのかとか、そういった確認をしたほうがいいのかと思っていたが、その辺りはどんな形なのか。

大くま委員長 ただいまのご意見は、この後、討論を行い、採択、不採択ということが決まるが、もし採択ということで意見書を提出する場合には、その文面の確認などを行ったほうがいいということによろしいか。

きりき委員 その陳情の趣旨も含めて。専門家に確認したほうが間違いないかと思う。

大くま委員長 暫時休憩する。

午前 10時15分 休憩

午前 10時25分 再開

大くま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

これより討論に入る。意見、討論はないか。

池田（桂）委員 5陳情第7号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情に関して、採択の立場から、会派を代表して討論させていただく。

これまで、文部科学省においては、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に対して、宗教法人法第78条の2に基づき、報告徴収、質問権が繰り返し行使されてきた。この質問権は、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）が起こしてきた不法行為や使用者責任と多額の損害賠償を認めた多くの判決が出たことにより、宗教法人法の定める解散命令事由に該当する疑いがあるとの観点から、国が重大な決意で行使をしているものである。

旧統一教会をめぐる問題で、悪質な勧誘による高額な寄附によって家庭が困窮したり崩壊したりそういった事例が相次いだことにより、2022年12月には、靈感商法や高額寄附などで、悪質な寄附勧誘の未然防止などを目的とした被害救済法も異例のスピードで成立した。

そういった被害の実態がある団体の大規模な研修施設の建設が、近隣の住民や国土舘大学、永山高校にとっても不安であることはもったもなことであり、市民や通学する学生の安全・安心と平和な暮らしを守るためにも意見書の提出に賛成する。

以上の趣旨により、5陳情第7号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情に関して、採択の立場を表明する。

以上である。

岸田委員

5陳情第7号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情について、ネット・社民の会を代表し、意見を申し述べる。

先ほど陳情者がおっしゃっていたとおり、報道等を見ても、この旧統一教会の活動が人権侵害と思われるような行動、あるいは既に旧統一教会の伝道活動や献金、勧誘行為が繰り返し違法であるという判例も出ており、市民が不安を感じるのはすごく当然なことだと受け止めている。

そして、それが署名数にもあらわれていると考えている。しかし、法に照らすと、市としてできることはほとんどなく、やはり政府に対して実態把握、適切な対応を求めることは必要だということを考え、採択の立場で意見討論をする。

遠藤委員

5陳情第7号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情について、採択の立場で討論する。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）をめぐって、政府は、過去に7回にわたる質問権を行使し調査を続けてきたが、各種報道によると、年内にも教団への解散命令を東京地裁に請求することである。被害者はもちろん、教団の活動に不安を持つ国民に寄り添った判断であると評価したいと思っている。

しかしながら、教会側は、解散命令に徹底して抵抗する旨を明らかにしていて、政府が解散命令請求を行ったとしても、司法において解散命令が確定するまでに相当の時間がかかる可能性が高いものと思われる。

こういった状況を鑑み、地元多摩においても、市民の皆様自らが駅に立ち、統一教会はNO！多摩市民連絡会、こういった組織を組織されて、立ち上がってこられたこの活動を高く評価し、本陳情に採択の立場での討論とする。

きりき委員

5陳情第7号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情について、採択の立場から意見を申し述べる。

報道などから、旧統一教会への不安というのは理解できるところで、民主主義的コントロールの立場から、しっかりと情報を共有、把握していく必要があるというのは、この陳情者のおっしゃるとおりだと思う。一方で、旧統一教会側の方にも人権があって、人権侵害の側面があるということも間違いないところなのかなと思うので、この辺りは、公共の福祉との兼ね合いがすごく大事かと思う。

こちらは文面審査という形になるので、立法事実に関しては考慮しない形で審査をしていきたいと思うが、一つ、これをもって、例えば宗教法人に対する解散命令が乱発されるといったことなど、人権侵害であったり、市民、国民の自由の阻害につながるようなきっかけになってはならないと思う。我々は議会として、権力の側にあることを謙虚に認識して、この陳情者の趣旨がかなうように、また、我々としても権力的にならない形で市民の不安の払拭につながるよう支援をしていきたいと申し述べて、採択の

立場からの意見とさせていただきます。

大くま委員長 ほかに意見、討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大くま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が4名である。よって、これより、5陳情第7号世界平和統一家庭連合(旧統一教会)大型施設の進出に関して政府への意見書提出を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

大くま委員長 挙手全員である。よって、本件は採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものと決したため、意見書提出について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前 10時33分 休憩

午前 10時36分 再開

大くま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

ただいま確認をした内容をもとに、委員会として本会議に意見書案を提出したいと思う。意見書案の最終確認は委員長一任とさせていただきますことによろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大くま委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思う。

ここから、議会運営に係る協議に移る。

(議会運営に係る協議)

大くま委員長 以上で本日の日程はすべて終了する。

これをもって、議会運営委員会を閉会する。

午前11時36分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

議会運営委員長 大くま 真一